

**令和4年度
大阪湾広域臨海環境整備センター
環境保全市民活動等助成金交付要綱**

(目的)

第1条 大阪湾圏域において環境保全・創造に関する実践活動、調査研究活動及び普及啓発活動等を行うグループや市民団体（以下「団体等」という。）に対し、活動費用の一部を助成することにより、団体等との連携を深め、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾センター」という。）に対する理解の促進を図るとともに、地域の環境保全の促進に寄与することを目的とする。

(助成対象団体等)

第2条 助成金の交付の対象となる団体等は、原則として、次の各号に定める条件を全て満たす団体等とする。

- (1) 大阪湾センターの広域処理対象区域内に本拠を有すること。
- (2) 営利を目的としない法人（NPO法人等）又は団体（ただし、国及び地方公共団体を除く。）であること。
- (3) 学校教育法に定める学校（専修学校、各種学校を含む。）でないこと。
- (4) 政治的活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- (5) 年間を通じて活動する団体であること。

(助成対象活動)

第3条 広域処理対象区域内において団体等が当該年度中に行う次の活動で、広域処理対象区域内の地方公共団体からの推薦（〈自治体からの副申の例〉参照）を受け、大阪湾センターが適当と認める活動を対象とする。

- (1) 循環型社会の形成推進、3Rの推進に関する活動（清掃奉仕活動を除く）
 - (2) 水域環境保全（水質保全、水域生物環境の保全等）に関する活動
 - (3) (1)(2)のテーマに関する調査研究、環境教育、啓発活動
- なお、助成を受けて行う活動については、当該活動に係る印刷物等に大阪湾センターの助成を受けて活動を実施している旨を表示するものとする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費（別表）の1/2以下（一円未満切り捨て）とし、10万円を上限に大阪湾センターの予算の範囲内で助成する。

なお、活動費用に含むことのできる経費は別表に定める。

(募集期間)

第5条 市民活動助成の募集期間は次のとおりとする。

令和4年5月23日(月)から令和4年6月24日(金)まで

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等は、「環境保全市民活動等助成金交付申請書」（様式1）に必要書類を添付して、募集期間の最終日（必着のこと）までに大阪湾センターに提出するものとする。

ただし、1団体等の申請は1件とする。

(審査委員会)

第7条 助成する活動等及び助成金額を決定するため、大阪湾センターに審査委員会を設置する。

(選考結果)

第8条 助成対象とするか否かについての結果及び助成金額（一部減額採択も含む。）は、申請団体に書面で通知する。

(申請内容の変更等)

第9条 助成金の交付決定を受けた団体等は、活動内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境保全市民活動等助成金変更承認申請書（様式2）を大阪湾センターに提出し承認を受けなければならない。ただし、変更の内容にかかわらず、助成金の増額は、認めないものとする。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 助成対象経費の経費区分間の流用

3 第1項の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、承認の可否を決定し、申請団体に書面で通知する。

(実績報告書及び支払請求書の提出)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体等は、次に示すいずれかの締切日（必着のこと）までに「環境保全市民活動等実績報告書」（様式3）及び「環境保全市民活動等に係る助成金支払請求書」（様式4）に必要書類を添付し、大阪湾センターに提出するものとする。

なお、第1次、第2次報告書等提出による分割精算も可とする。

(1) 第1次提出日（第1次締切日） 令和4年9月26日(月)

(2) 第2次提出日（第2次締切日） 令和5年2月27日(月)

(助成金の支払い)

第11条 大阪湾センターは、報告書を受理した場合には、これを審査し、その報告に係る環境保全市民活動等が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めたときには、請求書により助成金を交付するものとする。

なお、本助成で請求する助成対象経費は、大阪湾センター以外からの助成を一切受けていないものとし、申請者はその旨を誓約書（様式5）により誓約するものとする。

(助成の取消し等)

第12条 助成金の交付決定を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、すでに交付のあった助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 助成金の請求に関して虚偽又は不正の事実があるとき。

(2) 助成活動の未着手又は中止のとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他、大阪湾センターが助成金を交付するに適さないと認めたとき。

別表（第4条関係）

助成対象経費

経費区分	具体的な経費
物品購入費	材料，消耗品、参加賞（ただし、金品及び贈答品を除く。）等
印刷製本費	イベント資料作成など
賃借料	会場、車両、環境測定機器等のリース料など
保険料	保険料
講師謝礼費	講師謝礼（ただし、1名当たり2万円を上限とする。）
講師交通費	講師の交通費
通信運搬費	イベント等参加者への資料郵送代など
会場設営費	テント設営など
その他イベント開催経費	参加登録料など

備考

- 1 次に掲げるものは、助成対象外とする。
 - (1) 組織の維持、運営経費（事務所の光熱費、電話料金等）
 - (2) 飲食費
 - (3) 事務所等で使用する一般備品（机、いす等）の購入費
 - (4) 申請団体関係者の手当の一切
 - (5) イベント等参加者への交通費
 - (6) 汎用性が高く当該事業以外でも今後使用が可能な物品（ライフジャケット等）の購入費
 - (7) 活動するものの責任で負担されるべきもの、高額なもの、社会一般の常識からして助成することが適切と認められないもの

- 2 助成対象経費は大阪湾センター以外の助成を受けていないものに限る。

※大阪湾センター以外の助成で使用した領収書等は実績報告に使用できません。

環境保全市民活動等助成金交付申請書

令和 年 月 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平 様〒
団体所在地：
団体名：
代表者氏名：
電話番号：
FAX番号：

環境保全市民活動等を次のとおり実施したいので、「令和4年度大阪湾広域臨海環境整備センター環境保全市民活動等助成金交付要綱」に従い、関係書類を添えて助成金を申請します。

活動等の名称		
助成対象活動の種類		該当する箇所に○をしてください。 ①循環型社会の形成推進・3R推進 ②水域環境の保全・創造 ③上記①②のテーマに関する調査研究・環境教育・啓発活動
全体の経費(総額)		¥ (全体経費の内訳を添付すること)
助成対象の経費		¥ (なお、全体経費が助成対象である場合は同額となる) (助成対象経費の内訳) (全体経費と同額の場合は別添書類参照と明記すること)
申請額		¥ (助成対象の経費÷2以下(ただし、上限は10万円の金額とすること))
活動内容	概要	
	実施予定日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	実施回数	回
助成金交付実績		該当する箇所に○をしてください。 平成19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 令和2年度 3年度
誓約事項		この度、当団体が環境保全市民活動等助成金として申請する助成対象経費については、大阪湾広域臨海環境整備センター以外からの助成を一切受けないことを誓約します。

申請に係る担当者連絡先（必ずご記入ください。）

氏名	
住所	
電話番号	日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください（携帯電話可）。
FAX番号	
メールアドレス	
連絡方法※	メール 電話

※：申請内容の確認等を行う場合がありますので、どちらかに○を付けてください。

（添付書類）

- ①全体経費の内訳※ ②団体の規約・会則等 ③団体の予算・決算書
- ④団体の活動実績 ⑤環境保全市民活動等の計画書等
- ⑥関係自治体（府県又は市町村）担当課からの推薦（副申）書類

※ 交付要綱の別表に掲げる助成対象経費の経費区分を用いることとし、経費の内容が助成対象経費であると分かるように具体的に記入してください。

別途、作成した「環境保全市民活動等助成金交付申請書（様式1）」のデータ（Word形式・代表者押印なし）を以下の担当者までメールにて提出して下さい。

<データ提出先>

担当者：環境課 坂本 sakamoto-m@osakawan-center.or.jp

環境保全市民活動等助成金変更承認申請書

令和 年 月 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平 様

〒
団体所在地：
団体名：
代表者氏名：
電話番号：
FAX番号：

令和4年度大阪湾広域臨海環境整備センター環境保全市民活動等助成金について、「令和4年度大阪湾広域臨海環境整備センター環境保全市民活動等助成金交付要綱」に従い、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

環境保全市民活動等実績報告書

令和 年 月 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平 様

〒

団体所在地:

団体名:

代表者氏名:

電話番号:

令和 年 月 日付大セ第 号で交付決定のあった環境保全市民活動等を次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 環境保全市民活動等の名称

2 活動結果

別紙の活動結果報告のとおり

3 添付書類

(1) 経費精算書

(2) 支払状況が確認できる書類の写し(代表者による原本照合をしたもの)

※助成対象経費は大阪湾フェニックスセンター以外の助成を受けていないものに限る。
大阪湾フェニックスセンター以外の助成で使用した領収書等は使用不可。

活動結果報告

活動等名称		
活動実績	実施期間	
	実施場所	
	対象者 参加人数	
	展示パネル・ 印刷物等の 制作部数 消耗品等 購入数量展	
大阪湾フェニックスセンターの助成を受けて行った活動であることの周知方法		

※ 活動の成果物（報告書、写真、配付物等）を1部添付してください。

環境保全市民活動等に係る助成金支払請求書

令和 年 月 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平 様

〒
団体所在地:

団体名:

代表者氏名: ⑩

電話番号:

次のとおり、助成金を精算払いによって交付されたく、請求します。

金 _____ 円也

助成金振込先	
①銀行名	
②支店名	
③口座種類	・普通預金 ・当座預金
④口座番号	
フリガナ	
⑤口座名義	

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平 様

団体所在地：

団 体 名：

代表者氏名：

⑩

この度、当団体が環境保全市民活動等助成金として請求する
助成対象経費については、大阪湾広域臨海環境整備センター以外
の助成を一切受けていないことを誓約します。

<自治体からの副申の例>

《文 書 番 号》
令和 年 月 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 服部 洋平 様

自治体担当課長

環境保全市民活動等助成交付推薦団体について

次の団体は、貴センターの令和4年度環境保全市民活動等助成の交付対象として適格と考えます。

記

1 団体の名称及び所在地

2 その他